



JAPAN LEGAL UPDATE

IP

標準必須性判断を目的とする判定制度の運用開始

平成30年4月1日より、特許庁は、特許の標準必須性に係る判断を行うための判定制度の運用（以下「本運用」といいます。）を開始しました。判定制度は、裁判とは異なり法的拘束力はないものの、特許法71条に基づき、製品や方法等が特定の特許を侵害するか否かについて、技術的専門性を有する特許庁が特許発明に関係する者の求めに応じて、公的な見解を表明する既存の制度です。

近時、インターネットを介した新しいサービスの普及に加えて、IoTや自動運転などの新しい技術の発展に伴い、特に情報通信分野における標準規格を通信事業者以外の製品メーカーやサービス提供者を含む様々な事業者が利用する必要性が高まっています。そのような多様な事業者が特許のライセンス交渉を行う場合、対象となる特許が標準必須特許であるか否かがライセンス交渉やライセンス料率の決定に大きな影響を与えることとなりますが、特許の標準必須性の判断を当事者間のみで行い、協議によって見解の相違を解決することは容易ではありません。

本運用は、このような状況に鑑み、既存の判定制度を活用して、特許の標準必須性について特許庁が公正・中立な立場から見解を示すことにより、ライセンス交渉の円滑化を図ることを目的とします。本運用の積極的な利用により、新しい技術やサービスを試みる企業が多大な時間と費用をかけることなく特許の標準

必須性について見通しを立て、迅速に事業を遂行できるようになることが期待されます。

Tax

インボイス制度についての政省令の公布

平成35年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施されます。

インボイス制度は、平成31年10月1日に予定されている消費税率の引上げ及び飲食料品等に関する軽減税率の導入を背景の一つとするものであり、インボイス制度の下で事業者が仕入税額控除を受けるためには、税務署長に申請をして登録を受けた課税事業者が交付する「適格請求書」等を保存することが原則として必要となります。なお、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、異なる税率ごとの区分を追記した請求書等の保存及び記帳を仕入税額控除の要件とする方式（いわゆる区分記載請求書等保存方式）が、経過措置として適用されます。

平成30年度税制改正法に係る政省令が平成30年3月31日に公布されましたが、これに併せてインボイス制度に係る政令事項等も公布されており、課税仕入れにかかる消費税額の計算方法や適格請求書の交付を免除する取引の範囲などが明らかにされています。事業者は、上記政令事項等も踏まえ、インボイス発行に向けたシステム対応や証憑管理体制の強化などの準備を始める必要があります。

Labor

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の国会提出 平成30年4月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（以下「本法案」といいます。）が閣議決定され、国会に提出されました。本法案は、[2017年10月号](#)にて取り上げた法律案要綱に基づき作成されたものです。同号においてご紹介した同要綱の内容のうち、時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設及び雇用形態にかかわらず公正待遇の確保については大きな変更なく本法案に盛り込まれた一方で、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大については、根拠となるデータの適切性を巡る問題が浮上したことから国会提出前に本法案から削除されました。本法案は特に野党の反対が強い法案であることから、本法案が成立するか否か、成立するとして内容に修正が加えられるか否かは現時点において不透明であり、国会での審議の行方が注目されます。

General

TPP11 承認案及び TPP 協定整備法改正法案の国会提出 平成30年3月27日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」といいます。）の締結承認案（以下「本承認案」といいます。）と環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「TPP 協定整備法」といいます。）の一部を改正する法律案（以下「本法案」といいます。）が併せて国会に提出されました。平成29年1月に米国が12か国による環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP12」といいます。）から離脱した後、残された11か国によって協議が進められ、平成30年3月8日、TPP12を修正したTPP11が署名されました。本承認案は日本がTPP11の国内手続を完了するための議案であり、本法案は、関連国内法規定の整備について定めるTPP 協定整備法の発効日をTPP11の発効日（11か国のうち6か国以上の国内手続が完了してから60日後）に改正するものです。既にメキシコがTPP11の批准に関する国内手続を終了させており、TPP11及びその実施のための国内法規定の発効が現実化しつつあります。各企業は、改めてTPP11及びTPP 協定整備法の内容を確認し、事業に対する影響を分析することが望まれます。

©2018 Jones Day. All rights reserved.

ご注意：ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し又は参照することはできません。本書で取り上げたトピックは、ジョーンズ・デイ東京オフィスが注意喚起の目的で選択したものにすぎず、日本の法律に関する最新情報を全て網羅するものではありません。